

# 新庄村集中改革プラン

(平成17年度から平成22年度)

岡山県新庄村

# 集中改革プラン

## 基本方針

少子高齢化による人口減少突入時代を向かえ、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、自主自立を選択し行政が中心となって住民の負担を鑑みながら地域にふさわしい住民サービスを提供する必要がある、分権型社会の推進により公共的サービスの提供は住民自らが担うという認識が広がりつつある。今後は、住民団体等が主体となる仕組みを整えていき、地域の様々な力を結集し、「新しい公共空間」を形成するため、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められる。

このような状況の中で、組織の見直しとして各種委員会等のあり方等広範囲において不断の行財政改革に取組み体制を刷新する。

また、不断の行財政改革を推進するにあたっては、わかりやすく情報を開示し住民と協働し、コスト意識、危機管理意識、改革意欲を村長と職員が共有して取り組んでいく必要がある。

地方公営企業関係の集中改革プランについては、別にプランを策定することなく本プランと併せて掲げるものとする。

## 改革方針

### 『事務事業の再編・整理・廃止・統合』

#### (1) 基本的な考え方

平成15年度及び平成17年度に行政改革推進委員会並びに平成15年度・16年度に自治体経営戦略会議の答申・提言に基づき平成16年度・平成17年度で一部改革を実施し、事務事業については所期の成果を得ている。

しかしながら、地方交付税削減、補助金削減、税源移譲等三位一体改革等が不透明な状況にあり、今後も地方財政の厳しさが継続傾向のため、事務事業の再編・整理・廃止・統合を推進する必要があるが、住民サービスの低下を招かないようにしなければならない。

成果の公表は、広報紙・ホームページ等を通じて他の自治体との比較が容易にできるなど地域住民にわかりやすい指標を用いるように行う。また、評価の課程では住民の意見を反映できる機関を設け、最終的には行政改革推進本部会議で意志決定する。

公営企業（法非適を含む）においても基本的な考え方は同じであり、更に

民間的経営感覚を取り入れた事業の推進を図る。

目標数値

評価組織 平成18年度において事業評価制度委員会を発足し、課を超えた情報提供の共有化の構築

## (2) 補助金等の整理と合理化

平成15年度より2度にわたる行政改革推進委員会の答申に基づき相当な削減を実施したが、更に対応すべき必要性・費用対効果、経費負担のあり方等を検討・検証するため、補助金等審査委員会の審査、また終期の設定やPDCA(プラン・ドゥー・チェック・アクション)サイクルに則った不断の見直しを行い整理・合理化を図る。

目標数値

補助金等審査委員会の設置

平成17年度に設置した同委員会により、実績評価となる改革を住民とともに事業の仕分けを行い審査する。

## (3) 財政の健全化

三位一体改革による地方交付税の削減、補助金の削減、税源移譲等不透明な中自らの財政分析を行い、事務・事業の見直し、補助金等の見直しを行うことにより歳出全般の効率化を図るとともに、総人件費の抑制、投資的事業の抑制、地方債発行の抑制等予算総額の抑制を行い財政の健全化を図る。

一方、健全な財政運営の中にも積極的な投資等集中と選択による予算配分を行う。

住民に対し、財政状況が総合的に把握できるよう可能な限りわかりやすい方法で情報の公表を行う。

目標数値

職員給与総額 平成21年度 2億5千7百万円  
(平成17年度 2億6千6百万円)

地方債発行額 年 1億5千万円程度

地方債残高

平成21年度末	一般会計	18億円程度
	特別会計(公営企業含)	13億円程度
合 計		31億円程度

	(平成17年度末残高	一般会計	17億円
		特別会計(公営企業含)	8億円
	合計		25億円)
予算総額	平成21年度	13億円程度	

#### (4) 公営企業の経営改革目標

地方公営企業においては、簡易水道事業、下水道事業、内科・歯科診療所事業であり、一般会計からの繰り入れ金を抑制する経営体制を図る。

簡易水道事業及び下水道事業については、平成17年の国勢調査の人口は31名の減(対前回は2.9%)であり、今後も同じことが推測される。

このことにより収入減が予測されることから収益増加への取組みとして使用料金の改定を近隣自治体との均衡と収支バランスを考慮しながら進めるとともに、下水道整備事業(加入率)及び浄化槽整備事業の政策と勧誘に努める。

#### 『民間委託の推進(指定管理者制度の活用を含む)』

##### 基本的な考え方

事務・事業全般にわたり類似団体の状況や民間提案などを参考にしながら、組織の規模を踏まえ、メリットが生じるよう委託の可能性について検証する。

指定管理者制度による施設管理または経営管理のいずれかを選択し、現在直営で管理しているものを含め全ての施設について、管理のあり方、行政としての関与の必要性、存続か廃止か等を検証し、行政経費に負担をきたさないように努める。存続の場合、管理主体の直営と指定管理者の比較を充分行い、広く公表したうえで、地域住民に対し説明責任を果たす。

現在地方公営企業が提供しているサービス事業の必要性について検討し、指定管理者制度等民間的経営手法の導入を推進する。

#### 平成17年度末の指定管理者導入施設(8施設)

- 施設名 ひとりぐらし老人等共同生活住宅
- 高齢者福祉施設
- 集会施設
- 自然活用総合管理施設・農産物処理加工場

農林水産物加工処理施設  
堆肥センター  
道の駅メルヘンの里新庄  
山の駅メルヘンの里・交流センター

他の施設については、平成18年度から平成22年度まで5年間の目標として事業評価委員会において、検証・検討を行う。

施設名 総合運動公園  
メルヘンの里テニスコート  
レクリエーション広場  
こども広場  
ホワイトメルヘンふれあいパーク  
山菜等加工施設  
毛無山山の家・田浪キャンプ場

『定員管理の適正化（地方公営企業を含む）』

（1）基本的な考え方

- （ア）社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直し適正化に取り組む。
- （イ）抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適性配置に努めるとともに地域協働の取組みなどを通じ、極力職員数の抑制に取り組む。
- （ウ）職員数の抑制は、退職者の補充を検討し様々な状況を鑑みながら適正な数値目標を掲げ、着実に実行に移す。
- （エ）職員の純減に対応するため、事務・事業のアウトソーシングを検討し推進する。

（2）地方公営企業

公営企業においては、全ての事業（内科・歯科を除く）の職員が兼務であることから今後も一般行政職員の定数内とすることとなる。

数値目標

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一般行政職	26人	25人	25人	24人	24人	22人
その他	15人	13人	13人	13人	13人	13人
計	41人	38人	38人	37人	37人	35人
退職者	5人		1人		2人	
採用予定者		2人				

〔参考：総務省定員モデル試算では一般行政職 22人〕

平成11年4月1日～平成16年4月1日までの実績（定員管理調査資料）

項目	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
一般行政職	30人	28人	28人	28人	28人	25人
その他	11人	10人	10人	10人	10人	13人
計	41人	38人	38人	38人	38人	38人

『給与の適正化（地方公営企業を含む）』

基本的な考え方

業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の理解と指示が得られるよう給与制度、運用水準の適正化を国・県の規定を遵守し次の点について重点的に推進していく。

- （ア）高齢層職員の昇給停止については既の実施していたが、平成18年度より国・県の給与構造の改革によりそれを準用し、標準で2号給以内とする。
- （イ）その他の職員の4カ年経過措置（平成22年3月31日）として普通昇給1カ年抑制する。
- （ウ）昇給、昇任にかかる運用は、従来の年功序列を改め役職職員の定数を定めて、公平・公正な勤務評価（能力評価、業績評価）を行い実施する。
- （エ）級別職務分類表に適合しない給への格付け等は、過去にも実績はないが今後においても導入は行わない。
- （オ）退職手当にかかる特別昇給は平成17年度に廃止。また、支給率は岡山県市町村総合事務組合退職支給規則の規定に基づき支給する。
- （カ）前記事項及び特殊勤務手当、その他の手当等は現状において国と相違することなく運用しているが、今後国・県の動向に留意しながら運用する。

(キ) 技能労務職等においても、一般職同様適正な運用を図る。

#### 数値目標

平成18年度勤務評価基準を策定し、一部実施・一部施行を行い  
平成19年度完全実施をめざす。

#### 給与総額の抑制

平成21年度総額を 257,000千円程度  
(平成17年度総額 266,000千円)

#### 役職職員定数

平成21年度目標		平成17年度
課長	3人	3人
課長補佐	3人	1人
主幹	7人	11人

#### 『定員・給与の公表』

##### 基本的な考え方

- (1) 厳しい地域経済を背景に地方公務員の給与が地域民間賃金等から乖離しているのではないかと、の厳しい批判を踏まえ、平成17年度より国の基準に準じた様式に準拠し、住民が他の自治体との比較対照ができ、且つわかりやすい工夫を講じ広報紙、ホームページ等で積極的に公表を行う。
- (2) 地方公営企業(現時点では、簡易水道事業及び診療所事業)における公表は、国の基準に準拠し、同様の方法で公表する。

#### 『経費節減等財政効果』

##### 基本的な考え方

平成15年度より行政改革推進委員会及び自治体経営戦略会議等の答申・提言に基づき平成16年度・平成17年度の改革により人件費の抑制、補助・助成金の抑制、新規投資事業の抑制等を実施し成果を得ているものの、今後も補助金等審査委員会の審査により徹底した選択と集中改革を行い、財源配分の重点化を図るとともに住民に対し財政効果及び財政状況が総合的に把握できるようわかりやすい方法で情報の提供を行う。

### 『第3セクターの見直し』

#### 基本的な考え方

第3セクターが実施している自主事業及び受託事業については、行政からの助成が必要であり、今後は助成、経営内容及び事業自体の必要性について検討し、指定管理者制度、民間的経営手法等の導入を推進するとともに本計画を機会に事業内容、経営状況等について、積極的な情報公開に努める。

### 『人材育成』

#### 基本的な考え方

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより総合的な人材育成に努める基本方針を策定する。

また、能力・実績を重視し公正かつ客観的な人材評価のシステムを構築し、自己申告制度、評価のフィードバック等を行ない職員の士気高揚と能力の発揮を図る。

職員には様々な研修機会を与え、担当業務以外の研修に積極的に参加させ、広範囲にわたる住民サービスが行える職員を育成する。

#### 勤務評価システム

平成18年度から勤務評価システムを導入し、一般職及び管理職が相互間において能力評価及び業績評価を行う場を設け、資質の向上、士気の高揚を図る。

### 『事務・権限移譲』

#### (1) 基本的な考え方

地方分権の進展、三位一体改革の取組み等、地方行政を取り巻く環境は大きく変化していく中、国・県との役割分担を明確にしながら、自主的かつ主体的に次に掲げる事項を視点に入れ事務・権限移譲に取り組み、住民サービスの周知を図る。

(ア) 住民の利便性の向上が図られるもの

(イ) 自主的な地域づくりの展開の図れるもの

(ウ) 地域の実態に即した迅速かつ的確な対応が図られるもの

## ( 2 ) 住民参画

自主自立を高めることから行政と住民の役割分担を明確にしながら住民主導の行政を推進する。

### 『地域協働の推進』

#### 基本的な考え方

地区の課題やニーズに対応するため、簡素で効率的な行政を实践する観点から住民や住民が参加する団体が 公共的サービスの提供を行なおうとする取組みを推進支援する。

### 『電子自治体の推進等』

#### 基本的な考え方

個人情報保護並びに電子情報データ保護等セキュリティの確保及び住民サービスの向上にも充分留意しながら、行政手続きのオンライン化、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード又情報過疎にならないよう何時までも活力に満ちた村の実現をめざし情報基盤整備事業等の利活用に積極的に取り組む。

## 改 革 期 間

このプランは、平成 1 7 年度から平成 2 2 年度とする。